



令和8年 5月

# 農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和8年 5月26日（火） 午後 1時30分 開会  
場 所 飯山市役所 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 13番 春日 孝利 委員  
議席番号 16番 石田 慶子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（賃借）への意見について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）への意見について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願  
いについて



## 別 紙

| 出欠 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 住 所                  | 備 考 |
|----|----------|---------|----------------------|-----|
| 欠席 | 1        | 飛 澤 正 志 | 飯山市大字飯山 2566 番地 1    |     |
| 出席 | 2        | 大 口 昂 帝 | 飯山市大字南町 17 番地 3      |     |
| 出席 | 3        | 高 澤 富士子 | 飯山市大字飯山 11492 番地 224 |     |
| 出席 | 4        | 松 澤 孝   | 飯山市大字静間 1744 番地      |     |
| 出席 | 5        | 武 田 一 清 | 飯山市大字蓮 3378 番地       |     |
| 出席 | 6        | 岡 田 忠 治 | 飯山市大字其綿 406 番地       |     |
| 出席 | 7        | 西 條 亀美夫 | 飯山市大字天神堂 196 番地      |     |
| 出席 | 8        | 望 月 晃 一 | 飯山市大字瑞穂豊 609 番地      |     |
| 出席 | 9        | 藤 本 英 喜 | 飯山市大字瑞穂 579 番地 1     |     |
| 出席 | 10       | 清 水 敏 明 | 飯山市大字旭 734 番地 1      |     |
| 出席 | 11       | 小 嶋 清 子 | 飯山市大字旭 6181 番地 1     |     |
| 出席 | 12       | 清 水 勝   | 飯山市大字旭 4873 番地       |     |
| 出席 | 13       | 春 日 孝 利 | 飯山市大字緑 1358 番地       |     |
| 出席 | 14       | 嶋 津 正 道 | 飯山市大字緑 1334 番地 3     |     |
| 出席 | 15       | 沼 田 浩 子 | 飯山市大字照里 437 番地       |     |
| 出席 | 16       | 石 田 慶 子 | 飯山市大字照里 954 番地 1     |     |
| 出席 | 17       | 福 澤 千 鶴 | 飯山市大字常盤 554 番地       |     |
| 出席 | 18       | 足 立 久 子 | 飯山市大字常盤 5657 番地 1    |     |
| 出席 | 19       | 小 林 嘉 之 | 飯山市大字常郷 2996 番地      |     |
| 出席 | 20       | 金 崎 恵   | 飯山市大字豊田 803 番地       |     |
| 欠席 | 21       | 廣 川 順 一 | 飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2 |     |
| 出席 | 22       | 市 村 孝   | 飯山市大字一山 2888 番地 1    |     |



|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長 | お疲れ様でございます。ただいまより 5 月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 会 長  | 皆様お忙しい中ありがとうございます。こんにちは。県の常設委員会で雹の被害のお話がありました。5 月 1 日に雹の被害が出まして、この北信中野・山内・須坂辺りです。雹被害が出ておりますが、望月会長が聞いた時点で 680 万円ということでした。その後 JA 長野の宮沢組合長はそればかりで済む訳がないと言っていたので、まだこれから雹被害の金額は上がってくるだろうということでした。昨日、今日と 19 市の農業委員会協議会の通常総会がございまして、午前中にちょっと安曇野から総会があるということで午前中の研修視察を取りやめまして、こちらに来たところですが、その中でやはり一番事務局方で問題になっておりますのが 3 条の扱いでございます。窓口に来た人に対して、この人は本当に耕作ができるかできないかの判断をそこですることについていろいろ問題があるのでそれをどうやっていくんだとか、他の市ではどのようなやり方でその人に許可を出しているのか、もしくは許可を出さないかっていうような話が結構半分ぐらいの問題にしている市がございまして、そのことについて全体でちょっと話し合っ、県の意見も聞く機会がございました。またそのことについて方向性が出ましたら皆さんにもお伝えしたいと思います。今までの私の感覚としては、あなた本当にやらないかもしれないから駄目だよと言っている市もありまして、飯山市の農業委員会としてはどういう対応をとっていけばいいのか、また今後考えていきたいと思しますので、できるだけ地域の迷惑にならないように、そして農業委員の負担にならないように双方良いような方向に、ルールづけをできたらと考えておりますが、また皆様のご意見やお知恵もお借りすると思しますのでよろしくお願いします。今日は学習会はございませんが、前回支援センターの方から 5 分ぐらいお話をさせていただければというようなことがありましたので、そのお話がありますのでよろしくお願いします。以上です。 |
| 議 長  | 事務局より経過報告をお願いします。<br><br>【事務局より資料に基づき経過報告】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長  | 事務局より欠席委員の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | 1 番飛澤委員、2 1 番廣川委員です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長  | 議事録署名委員の指名を行います。<br>飯山市農業委員会会議規則第 8 条第 1 項に規定する議事録署名委員です                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | が、こちらから指名させていただきます。<br>議席番号13番春日孝利委員、16番石田慶子委員にお願いいたします。                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | それでは、農地議案審議に入ります。<br>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」<br>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | 今月の農地法第3条の許可申請は4件です。<br>議案第1号について、受付番号12番～15番は所有権移転に関する件になります。                                                                                                                                                                                      |
|     | 【 所有権移転 受付番号12番～15番<br>議案書をもとに朗読と説明 】                                                                                                                                                                                                               |
|     | ご審議をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足説明をお願いします。12番の補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                             |
| 4番  | 事務局から説明の通り先月宅地の300㎡と合わせて1076㎡を譲渡人△△さんから取得したというような内容で5条転用については既に先月、許可になっております。<br>残った部分の家庭菜園程度をやりたいというようなことだそうですので問題ないかと思われます。                                                                                                                       |
| 議長  | 地目は田んぼになっているが家庭菜園でしょうか。                                                                                                                                                                                                                             |
| 4番  | 地目は田で、現況田とはちょっと言えないので、宅地にするつもりだったから3、4年作ってないので、そのまま畑にできる状態です。                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 13番の補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 19番 | 譲受人〇〇さんがまだ来ておりません。連絡も取っていないんですけど。実際の場所の現地確認をしたところ、家庭菜園みたいになっていました。譲渡人△△さんのお兄さんにお会いしたんですが、亡くなったということで、その家に入るということです。そのお隣が家庭菜園的、地目、現況は田んぼと畑になるんですけど、両方とも家庭菜園、近所の人の話によりますと、お兄ちゃんと御袋さん2人で転入してくるということです。まだこちらの方にはまだ来てないという形です。家付き土地付きっていうような形で問題ないと思います。 |



|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | 14番の補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4 番  | 譲受人〇〇さんと話をしたんですけども、地図で並柳の畑の部分ですね、そこに住宅がありまして、住宅を譲受人〇〇さんが買うということで空き家バンクに乗ったようなもので、セットで取得するというようなものであります。ただその並柳の田ですとか、松尾ですが、既に荒れていて柳の木をどうするのですか、ということで、作るんですか、お金がかかりますよ。とお話したんですけども、すぐはできないんですけども家とセットで買わざるを得ないんです。が現実のようです。来年は無理だけでもその先で多少手を入れようかなというふうに思っているということで、なかなかさっき会長の言った事に似たような事ではないかなということで、私の方でも判断がつかみませんので、また注意していただければと思います。 |
| 議 長  | 15番の補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10 番 | 譲渡人△△さんの旦那さんと面談し、その中において笹川においては20年以上住んでいたんですが、腰が悪くなって生活が大変というふうな形の中で、今回転出という形になるということで、現状については田と畑になっていますが草が生い茂っている状態ですので、ちょっとすぐに田にするには大変かなという状況になっております。譲受人〇〇さんと連絡取れなかったのですがよろしくお願いいたします。                                                                                                                                                |
| 議 長  | ご意見、ご質問ありましたらおねがいします。<br>推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6 番  | 今聞いていて農地になっているけど、現状は非常に荒れている。これっていわゆる昔から農業委員会で言われている。自分は無理だけどその荒れているところを、そういう譲り渡す時に問題になるのではなくて、農地パトロールやりました。その荒れている所をどうしようか。というところに話が行き付くんじゃないかっていうふうには思います。これに付随してですが、農地パトロールやってチェックして行って、そのチェックした後どういうふうに動いているのか、僕は全然やってないような気がするんですよ。今後ちょっと考えていかなくちゃいけないなというふうに聞いていて思いました。                                                            |
| 議 長  | 本当にそう思います。農地パトロール毎年皆さんにやっていただいている。そこでここ怪しげだなというのがチェック入ってくると思います。それをそのままにしていると、どんどん荒れていってしまうということが重なってくると思うので農地パトロール終わった後、そういった土地ってもうフラッグが立っているわけですからそれを地図に落としてですね、各委員さん地区でチェックしていただく、そしてサポート対策に繋げ                                                                                                                                        |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>ていただくというような形をとらなければというのは前々からお話が出ておりますので、またそういった体制が取れるようにしていかなければいけないと個人的には思っております。せっかく皆さんが汗水、暑い時期にパトロールして、その結果っていうものをどうやって自分たちの活動に生かしていくかっていうところ、そこは県からも求められておりますので、是非そこを構築していきたいと思っております。また日頃の活動にそういった最適化活動という中に、皆さんの活動に入っていく一つのデータになっていくというような形をとればと思っておりますが、よろしく願いいたします。譲受人の方でこの方はしっかり農業やるか、やらないか、先ほどありましたけれども、判別がつかないっていうときの事例ですがこれを良しとするか、もうちょっとしっかり分かってからにするかというところもあると思います。皆さんの判断はどのような形で進めていけばよろしいですかね。これ良いと言うと、その地区の委員さんがそれこそ目を光らせて見る土地になるのですが、しっかりやってくれている人であれば、胸をなで下ろす。という状況になると思います。ただそれが手つかずでどんどん荒れていくっていうことになると、これ本当に委員さんの指導になっていくんですよね。委員さんのご意見を伺いたいと思いますが、お願いします。</p> |
| 8 番 | <p>柳が生えている状況じゃ難しいですよ。重機が必要じゃないですか。いくら飯山市から補助金出ても、モチベーションが上がらないです。農業を生業にしているのだったら別だけど、そんな感じじゃないし、猫の額ほどの土地で耕作しないとならない。日本人だから話しやすい事もあるかもしれないし、それによって違いますよね。農業委員の人がちょっと目配せが近くでね、知っている所でよく通る所とか、あれば良いけどちょっと離れてですね、なかなか届かないですよ。あともう一つ今、この秋津の件で本当にあれですか。建物と土地農地セットじゃないといけないのか。僕今のお話聞くと近所で埼玉県に転出した農家の人で、家だけ売って、農地売ってなくてなんか今年から違う法人に変わった人にちょっと謎だけどね、どうなっているか前任者の農地係長から何か相談を受けたっていうのはそれっきり。後で現農地係長にちょっとお話聞きたいと思ったんで。本当はそれセットですか農地と。</p>                                                                                                                                                            |
| 議 長 | <p>ただ、売渡人はセットでお願いと、それはあります。そういうのがあってなかなかご本人さんの、意思がやっぱり一番強いのかなと思います。それこそ農業法人さんが前回受けられた所有者不明の土地でもそういった形で受けられるというような方向が出ています。だから、無理にセットにしなくても、その土地は権利者と契約を結ぶっていうこともできるんですが、ただ処分したいって思っている方は全部処分したいんですよ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 8 番 | <p>だからこういう場合、猫の額と、耕地整備して大きい田んぼと畑なのでそ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>れて違ふと思います。あの土地と建物一緒に抱き合わせとなるようにですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6 番  | <p>農地に行って、優良農地か。使えない農地か。一応、例えば1畝とか2畝の、農地ね。考えるべきかどうかという、そういうところがあると思うんですけど何畝という、農業をやる生産性が全然無い。家庭菜園で自分でやりたいから移転するとか、しないとか関係なくても、今現状住んでいる人でも荒らしている所いっぱいあるんですよ。それを考えると、さっき3条で引き渡しをどうするかというね、話だって現状だって駄目じゃん。そういうこともある。譲り渡す、渡さないっていう問題は非常にそれが農地として使っていけるのか、その線引きがね、考えないといけないと思う。いわゆるその食料を自給体制に持って行って農業を考えて広い農地であれば、例えばスマート農業のようにできるんですよ。狭いところは、生産性はほとんどないですよ。だからそれをやっぱり考えなくちゃいけないんじゃないかなと考えます。</p> |
| 議 長  | <p>今回の案件で青地はありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | <p>農振農用地で該当と書いてあるのは13番と15番と一筆ずつあります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長  | <p>そこを気を付けなくちゃいけないですよ。地域計画に支障がないとか、そういうのもあると思うので、そういった面でも見なくてはいけないっていう部分が出てくるかなって感じますね。13番はこの田ですか。この田は現状どうなっていますか。畑になっていますか。でもこれ青地なんですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 19 番 | <p>農振農用地をしっかりと見直す話だよ。小さな面積は農振農用地ですよって言うてはたしてそれでいいのか、その判断をしていかないといけない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長  | <p>毎年審査会がありまして、大概は区長さんですね。区長さん、農事部の方ですかね、話していただいて、中山間地の直接それと多面的機能の直接っていうところに掛かるのか、掛からないのか。入れるのか、抜けるのかと言うのは、審議されると思います。その中に議題として、そういった農地を上げていていただかないと、こちらからは手が出ないのでそういったことも、区長さん方にご説明をいただきたい。</p>                                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | <p>19番委員さんが仰った、農振の見直しというのは昔から農振地域貼ってある、貼っていないがありますが、結構その辺が少し整理されてないのがかなりあり山手も実際に酷く荒れている所とか。今も清川沿いの所とか1畝、2畝とか残っちゃっているとか、そういうのはあるんですね。それについては市の方で今、農振の相互見直しを進めていますが、そういう中で</p>                                                                                                                                                                                                                 |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>地域計画とかと絡めながらこれ残っているけどここはもういらないよねとか、ここは貼った方がいいよね、という見直しをして今やっている最中です。そういうところで見直しはしていくと、その辺がはっきり6番委員さんも言ったような部分というのは、はっきり見えてくるというか、農振有る無しのところでそういう判断をつけやすいかなと思いますが、その最中なのでこういうのが残っています。</p>                                                                              |
| 議 長 | <p>やはり地域として、ここは農地として大事に守っていかなくちゃいけないとか、ここはもう半分諦めているというようなのは、地域計画の中に入れていかないといけないし、その地区の区長さんなり、農事部さんなりで話し合い重ねていただいてこちらに手続きしていただくっていうような部分が出てくるのかなと思っております。現状どう見たって農振じゃないでしょこの山の中っていうようなところは本当に外していかなくちゃいけないし、そういった作業は若干進められてきているんですが、やはり地区の申し出から出るんですよ。こちらで外しますよ、ではなくて。</p> |
| 事務局 | <p>定期的に年2回やっているのは申請者が例えば家を建てたいとか、そういう場合は外してくださいとかっていう申し出は、個々の事案で申請してもらって審査してもらうんですけど、今言っていた総合見直しっていうのは、市の方で全体を見ながらやってくっていう総合見直しなので、全体をもう1回整理していく作業です。ただ今作業時間かかっているんですけど、そこまでいってないのですが、整理をしていくっていうところが必要なんですね。まだそれが整理されてないっていう状態です。</p>                                    |
| 議 長 | <p>区として関与してないってことですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>当然市だけではないですけども例えばその中で、区長会とか、必要によって農業委員会とかJAとか森林組合とかと、意見を聞く部分もありますが、個々の事案についてここ外してくださいとかは、地元から、区から申請してもらってやるっていう形ではありません。</p>                                                                                                                                           |
| 議 長 | <p>区から出てきた事案だったような気がしていたんですけど、そうじゃないんですか。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | <p>区から出てくるのは中山間に入れてくださいとか、入れないでくださいとかは、その案件とは別の話になります。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長 | <p>総合見直しの方は違うということですね。現状にあった方に直していく。しかも地域計画に支障のないようにということでございます。14番については自分では判断つかないのでというお話がありました。</p>                                                                                                                                                                      |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 番 | 清川の一番上流になっていますので、農地から外すべき場所だと思います。並柳の田んぼについては、隣で耕作というのもあります。ただここは乗用トラクターが入れないような細い道です。その辺少し手を入れないと農地なりません。そこも小さい柳があります。事例ですが、うちの方で荒れている田んぼについて柳の木がある田んぼを預かりまして、その地主さんから社団法人が借りて市の補助金で、田んぼに戻して耕作しようというような動きを少し始めています。そういうのに該当するような田ではないんですね。圃場整備してないの。 |
| 議 長 | というところでございますがこの判断はどうしたらよろしいですか。家買ったらついてきてしまったというような形ではないかと想像いたします。                                                                                                                                                                                    |
| 4 番 | 譲渡人は青森だかどこか。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長 | 青森に行っているんですもんね。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | この先土地をどうにかするっていうことを、その地権者の方と話していく上での話ですけど、実際飯山におられる方との話し合いの方がこの後どうこうしていくっていう話もしやすいと思います。青森の人といろいろやり取りするっていうのもなかなか大変だなと思います。                                                                                                                           |
| 議 長 | そうすると一応許可を出して譲受人〇〇さんと今後話をしていく。                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局 | 一つのやり方として毎年のパトロールでも、今後活用の見込みのないような場所であれば、例えばですけど非農地証明等を出してもらって地目を変えていただくというようなこともできますし、いろんなやり方があるかなと思います。                                                                                                                                             |
| 議 長 | 譲渡人△△さんに関してはもう青森に転入されていますので、なかなかやり取りができないという中で、実際ここを買われた方がいらっしゃるようですので、その方と話をしていくというふうな形でございますのでよろしいでしょうか。譲受人〇〇さんに関してはこの方はおいくつの方ですかね。                                                                                                                 |
| 事務局 | 77歳1人住まいです。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | この方こちらに新規就農で入るんですね。皆さんどうでしょうか。ちょっと悩ましい部分もありますが。よろしいですか皆さん。採決入りますが、いいですか。                                                                                                                                                                              |
| 8 番 | 農地パトロールでこういう所を、こうなっているのを把握した上で、地区                                                                                                                                                                                                                     |



|       |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | としてはみんな分かっている訳ですよ。この場所は沓津に上がっていく所で、みんな集団移転したけども、田んぼと畑やっている人いるわけじゃないですか、その途中で。譲受人〇〇さんっていうのは沓津から降りた人で、最近知ったけど。我々行ったことないから全然想像つかないわけですよ。でも柳が生えているって言われたらそうなのかなと思って。少なくとも復活には重機がいる。鋤や鍬ではどうにもならないので、地元の農業委員さんの考えを優先した方が良いと思います。                           |
| 4 番   | 譲受人〇〇さんとはですね、さっき言ったその松尾は、もう気持ちで行くよりしょうがないと思っていました。並柳の方だけは自分でも食べるぐらいは将来作りたいみたいな話ししていますので、本当はうちの方の農場もありますよって紹介もしていますので、連絡とって見ていきたいと思いますが、とりあえず譲受人〇〇さんの方にお渡しするっていうことでお願いしたいと思います。                                                                       |
| 議 長   | お話を進めていくというような形でと委員さんは仰っておりますのでよろしいかなと思いますが、他よろしいですか。                                                                                                                                                                                                |
| 議 長   | それでは採決に入ります。<br>議案第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                 |
|       | （全員挙手）                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長   | 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長   | 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                   |
|       | 【受付番号6番 議案書をもとに朗読と説明】                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長   | 6番補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2 2 番 | 譲受人〇〇さんと話をしてきました。元々譲渡人△△さんの家の地図を見たところ、譲受人〇〇さんの今の住宅ですね、道1本挟んだだけ。それと現状は地目は田になっていますが、住宅を取り壊す前から埋め立てされて、地目は田ですけれど更地なので譲受人〇〇さんが家屋を壊すと同時に平らにして現状は本当に駐車場みたいになっていますし、また譲受人〇〇さんについてはご承知の通り、大規模な農家なので、車両も非常に沢山あるということで、非常にまた近場で確保したいというようなことでありますので問題はないと思います。 |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>ご意見、ご質問がございましたらお願いします。<br/>推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。</p> <p>（意見なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>それでは採決にはいります。<br/>原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長 | <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画（賃借）への意見について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>【 賃借 （中間管理） 受付番号 205番～274番<br/>議案書をもとに朗読と説明】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | <p>ご意見、ご質問がございましたらお願いします。<br/>225番の借受人の情報はございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 17番 | <p>貸人△△さんは体調を崩していて作業自体は、借人〇〇さんをお願いして、直接お話ししていないのですが、その後貸し借りを正式に交わしたいと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長 | <p>もうすでにやってもらっていたと言う事ですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6番  | <p>誰々がどうだってあれじゃないけど、話したかもしれないけど。今回の木島、野坂田の借人〇〇さん。中間管理機構を通して契約したのだけど、契約した理由でここが一番重要なポイントです。とにかく口約束で、2町歩ぐらい借りている。その口約束でやっているのは、この借人〇〇さんだけじゃない。ほとんどです。それをやっていく限り、いわゆる高齢者で亡くなりましたというときにチャラになるんですよね、使っていても。そういうふうになるよと言って、この借人〇〇さんは、親父さんが90歳近いかな。親父さんが主体ですよ。だから昔ながらこういう人はおそらくすごく多い。自分はもう何回も言っているのだけど、賃借をする、それを中間管理機構とそういう役割これを再度ね、何回も言っていますが、出してもらいたい。市報の時にそのチラシを見た、もう嫌な程出さないと誰に言ってい</p> |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>るのか全然わかんなくなっちゃうんですね。だからこれをやることによって非常にみんなもね、助かるはずですよ。だからその中間管理機構を通して、啓発活動は行政でやってもらいたいです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長 | <p>俗に言う闇小作ですが、農業委員会を通さないと何かあったときに法的に耕作者を守れないし、その権利者も守れないということになってしまいます。口約束で20年以上耕作していて、これ私のものって言うとか多分法的には通ってしまうのかな、多分そういったこともあると思いますので。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4 番 | <p>俺のもんだってというのがいれば拒否はできないですからね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長 | <p>20年経っても、俺のもんだってという人がいればね。その権利についての何て言うのかな。アヤフヤになってしまう部分もありますし、中間管理通して、農業委員会通して、3条でもね、中間通してでもちゃんと法的に誰は作る人、誰は持っている人、持っている人と作る人ってところの権利設定をしっかりとすることが大事だと思いますので、中間管理っていうところに預けること自体、ちょっと昔まで、どこの誰が作るかわからないから預けられないって人がいっぱいいたんですよ、耕作者の中でも。そこを払拭していった安心して預けられるというところの中間管理っていうのを目指さないと、これまた農地も集まってこないと思いますので、そこら辺の啓発をどういうふうに進めていくか、安心して中間管理に任せられるというところをどうやって構築していくかっていうことも大事だし、中間管理通した方が税務上とかいろいろ得な面もありますので、そういったところもPRしながら、ちゃんと法的に買った、借りる、貸せるってところの部分をはっきりさせていかなきゃいけないかなと個人的には思っております。皆様のご意見はどうでしょうか。中間管理を使っている利点っていうのもありますのでね。そのPR不足っていうのもあると思います。</p> |
| 6 番 | <p>3パーセントぐらいしか知らない。そんなような現状です。中間管理、農地バンクそれがやっぱり認知されていないんですよ。自分は現場でやっているから知っているけど、現場でやっても知らない人がほとんど。それはやっぱりちょっと認知してないってことは、それだけPRが足りないと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | <p>農業新聞にも出ていましたけど農地バンクがもっと積極的に農地を集めていかなきゃいけないんだってというようなことも議論されてきているので、作り手がしっかりして分かっている土地だけではなく、そうじゃない土地もちゃんと管理していく方向へ、みたいなことは、新聞に出ておりました。これから本当にどんな農地も中間管理を通してやっていくんだみたいな、国の姿勢が出ているのかなって感じているので、そういうところ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | を中間管理通した方がいいってところもしっかり PR していかなくちやいけないと思いますね。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6 番 | 年に 1 回出しても少ないです。ある程度これは年間でね、変わってくると思います。だから今、検討を繰り返してやっていくのか。それはやりました、では駄目です。大変かもしれないけどそういうチラシや、経費かかるかもしれないけど、それをやることによって、その何年か先の、決まっているんですよ。例えばね、みんなが考えて次に行動していかないと遅れてしまう。変わっていかないといけないし、変わってくる中でもその時期の 3 年から 5 年間自分で居るわけだから、責任を感じないといけないんですよ。だから今やっていかないと自分はいけない。それで発言してもらおう。 |
| 議 長 | その通りであの地域でお話出てもね、中間管理って「何」と言う方の方がほとんどなので、そういったところは全部 PR 不足でどうやって周知していけばいいかっていうことも、考えていかなくちやいけないなと思います。                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | 市報だけでは限界があると思うのでいろんな機会、とくに耕作者の皆さんが集まるような所でそれを PR していかないと、していけばより効果が上がるのかなというふうにそういうことが必要だと考えています。                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | いろんな場面でやっていかないといけないね、相続とこの中間がね。これ委員さんの中にもそういった機会がありましたらその都度 PR できる、説明できる場がありましたらぜひ説明していただきたいと思います。                                                                                                                                                                              |
| 議 長 | 借人〇〇さんに関しては、元々もう前から作っていたのをしっかり契約して頂いたってというような形の理解でよろしいですね。                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | 退席委員は、4 番松澤委員、1 3 番春日委員です。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。<br>推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。<br><br>(意見なし)                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | それでは採決にはいります。<br>議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（貸借）への意見について」<br>原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>(全員挙手)                                                                                                                                                                                       |



|     |                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。                                                          |
| 議 長 | 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）への意見について」事務局より説明をお願いします。                                       |
| 事務局 | 【 所有権移転 （中間管理） 受付番号 3番～4番<br>議案書をもとに朗読と説明】                                              |
| 議 長 | 3番4番の補足説明をお願いします。                                                                       |
| 15番 | 1年半前に農地相談があった件です。<br>譲受人の農業法人さんは地域でしっかり農業をされている方です。                                     |
| 議 長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。<br>推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。<br><br>(意見なし)                           |
| 議 長 | それでは採決にはいります。<br>議案第4号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>(全員挙手) |
| 議 長 | 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。                                                          |
| 議 長 | 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願いについて」事務局より説明をお願いします。                                      |
| 事務局 | 【議案書をもとに朗読と説明】                                                                          |
| 議 長 | 話が無くなって、農地に戻るということでございます。                                                               |
| 議 長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。<br>推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。<br><br>(意見なし)                           |
| 議 長 | それでは採決にはいります。<br>議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願いについて」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。               |



|  |                                                                                                  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>議 長 それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了といたします。</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長                      沼田 浩子

1 3 番                      春日 孝利

1 6 番                      石田 慶子